

【特別寄稿】

自衛隊の国際平和協力活動について
～ 主に人道支援の観点から ～

防衛省統合幕僚学校 国際平和協力センター長
1等陸佐 長田 英一郎

※本稿は日本赤十字国際人道研究センター「人道研究ジャーナル」Vol.10 2021 に寄稿したものの内容を一部修正したものである。

1 はじめにかえて ～ これまでの自衛隊の国際平和協力活動の変遷

防衛省・自衛隊は国際平和協力法、国際緊急援助隊法及び各種特別措置法に基づき、国際平和協力活動に積極的に取り組んでいる¹。国際平和協力活動とは、国連平和維持活動、人道支援・災害救援等の非伝統的安全保障問題への対応をはじめ、国際的な安全保障環境を改善するために国際社会が協力して行う活動（「25 大綱「Ⅲ 我が国の防衛の基本方針」）であり、従来は付随的な業務とされていたが、平成 19 年に我が国の防衛や公共の秩序の維持といった任務に並ぶ自衛隊の本来業務に位置付けた（自衛隊法第 3 条）²。

自衛隊が海外において実任務を遂行する契機となったのが 1990 年の湾岸戦争であり、戦争終結後の 1991 年 4 月にペルシャ湾の機雷除去のため海上自衛隊の掃海部隊が派遣された。その後、1992 年 6 月に「国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律」（国際平和協力法）が成立、同年 9 月に同法に基づく自衛隊初の部隊がカンボジアに派遣された。

以後、国際平和協力法に基づく派遣が 15 件、国際緊急援助隊の派遣に関する法律に基づき 24 件、イラク特別措置法等、これまでに計 42 件（2022 年 3 月 1 日現在）の国際平和協力活動を実施し、着実に実績を積み上げている。

しかしながら、国際平和協力業務としては、いわゆる国連平和維持活動（以下、国連 PKO）への派遣部隊は 2017 年 5 月に国連南スーダン共和国ミッション（UNMISS）から撤収以降実施されておらず、現在は UNMISS 司令部に 4 名、シナイ半島に展開する多国籍部隊・監視団（MFO）に 2 名の派遣のみとなっている。

一方、大規模災害等に対する自衛隊の国際緊急援助隊は常に派遣の可能性があり、派遣に際しては活動地域における迅速かつ効果的な人道支援活動が求められる。

本稿では自衛隊が海外において実施する活動のうち、人道支援活動を中心に述べるが、あくまでも本稿の内容は私自身の国際平和協力活動の経験に基づく私見である点にご留意頂きたい。

2 世界の趨勢から見た軍事組織による人道支援の必要性

一口に人道支援活動に関わる文民組織と軍事組織の連携といっても、その活動現場の状況、すなわち、活動現場が①紛争地域であるのか、②大規模災害等の緊急援助現場であるのか、または③その他の状況の場面であるのか、によってその民と軍の関係は大きく異なるものと考えられる。本項では主に紛争の場をとらえて記述しつつ一部に災害派遣等の国際緊急援助活動における人道支援についても述べてみる。

(1) 国連 PKO における作戦環境の変化

国際社会においては、国連 PKO はそれまでの国家間（インターステイト）紛争を作戦環境とする停戦監視、兵力引き離しを目的とした限定的な軍事的任務を主と

¹ 防衛省、「国際平和協力活動等とは」、https://www.mod.go.jp/j/approach/kokusai_heiwa/about.html。

² 同上。

する伝統的 PKO から、冷戦終結以降は政治的・民生的な任務が付加された。その内容は、難民の救済、人権状況の監視、人道支援活動、治安維持、行政機構の再建、選挙支援、DDR（武装解除・動員解除・社会復帰）といった活動であり、これらに従事する文民の専門家を必要とすることでより大型化、多機能化した複合型 PKO へと変化してきた。

すなわちインターステイトから、国家再建または国家内の諸問題を作戦対象とするイントラステイトへと作戦環境が変化したのである。

(2) 作戦環境の変化による人道支援の必要性の増加

冷戦終結以降、紛争の形態が国対国から国内の民族同士、あるいは政府と反政府勢力というように様変わりし、これに伴い人道支援の現場は、治安状況がより不安定となり、また犠牲者数や難民・避難民の規模が拡大してきた。結果として、文民の人道支援組織のみでは対応が困難となることが多くなり、戦闘力、機動力、展開力を持つ軍事組織が人道支援活動に関わる人が多い環境へと変化してきた。特に危険な状況下では、文民の支援組織に対し軍による保護や支援活動が必要となるケースが増加してきた。また、軍事組織が保有する輸送力、組織力、自己完結力は文民組織にはない大きな利点である。よって文民組織にとって、軍と連携せざるを得ない状況が生起することもあり、国際的な常識である「人道支援は文民により、人道原則に則り行う」ことが難しくなった。

すなわち、①人道危機の長期化と複雑化、②自然災害の頻発及び大規模化、③紛争の形態及び当事者の多様化、④人道支援形態の多様化、という環境要因の変化が進む現状においては、人道支援への対応が文民だけでは困難となり、軍の能力が一定程度以上の役割を果たすようになってきている³。

(3) 軍との関係による NGO の分類整理

このような時代の変化と、冷戦終結後の国際平和活動における作戦環境の劇的な変化により、カンボジア、ルワンダ、旧ユーゴスラビア、東ティモール等における活動以降、国際社会は本格的な国造りに向けた一連の活動を、文民組織のみならず軍事組織を交えた民生支援や人道支援を実施する潮流となっている。

文民組織側、特に紛争や自然災害現場等に迅速に展開する NGO から見た民軍関係に対する立場も様々に異なっている。ジャパンプラットフォーム代表理事の長有紀枝氏の「NGO の視点から見た民軍関係」によると、軍との関係による NGO は以下のように 3 分類に整理されるという。

³ 防衛省、「国際平和協力活動等とは」、https://www.mod.go.jp/j/approach/kokusai_heiwa/about.html.

区分	特徴
いかなる状況においても <u>連携しない</u> NGO ※欧州系 NGO に多い	<ul style="list-style-type: none"> ・軍の存在自体を否定(現場で活動することは少なく国連等で主張を提言) ・軍さえ行かないような危険地帯で活動し、軍と連携せず中立性を死守
如何なる状況においても <u>連携する</u> NGO ※米国系 NGO に多い	<ul style="list-style-type: none"> ・政治や軍事に疎く、連携自体を問題視せず ・軍の優位性(兵站、機動性)を重視、または政府の資金獲得のため連携
ケースバイケースで判断	<ul style="list-style-type: none"> ・活動経験が浅く、その場の雰囲気、他の NGO の動向に従う ・活動経験豊富で、軍との連携の利点、欠点を深く考察し、状況に応じ判断

※「NGO の視点から見た民軍関係」長有紀枝 より

このように人道支援という目的は共通であっても、NGO 毎に軍との連携に対する立場、行動等が大きく異なる点を有することを理解し、認識する必要がある。

これは、軍との連携により、支援活動の中立性・不偏性・独立性等に対する懸念や、これに起因する文民要員の安全確保等が困難になる可能性への危惧があるものと思われる。また、一般に、軍事組織による人道支援はその活動期間から、即効性の高い援助内容（いわゆる Quick Impact Projects⁴）に関与する傾向にあり、中長期的視点に立つ支援活動に重点を置く国連機関や NGO 等文民支援団体とは人道支援に対するアプローチに温度差があるためであろう。

このため、民軍双方の持つ能力・機能を有効に発揮し、効果的な人道支援活動をするには、双方の違いを十分に認識したうえで、民軍間の連携を図ること、若しくはその有無を見極めることが重要であると考えられる。

(4) 人道支援の用語の定義

ここまで「人道支援」という用語を使用してきたが、改めて定義を明確にしておきたい。本稿でいう人道支援とは、「緊急事態またはその直後における、人命救助、苦痛の軽減、人間の尊厳の維持及び保護のための支援」⁵であり、人道支援の実施主体は、国際機関、非政府組織（NGO）、国際赤十字⁶である。

人道支援には基本 4 原則がある。1991 年の湾岸危機に際し、クルド難民の人道危機が生じ、人道支援における調整の重要性を国際社会が認識したことを契機に、国連総会において緊急・人道支援に係る総会決議 46/182 が採択、人道・公平・中立の 3

⁴ Quick Impact Projects (QIPs) 国連 PKO による短期・低予算のプロジェクト（期間 180 日以内、予算 5 万 USD 以下）をいい、その目的は「PKO に対する住民の支持を醸成、マンデートの円滑な実施に資する。」となっている。出典：「Policy: QIPs」。

⁵ 外務省委嘱「平和構築活動における民軍関係に関するリファレンスガイド」。

⁶ 上野友也 公益財団法人ひょうご震災記念 21 世紀研究機構研究員。

原則が制定された。その後、イラク戦争を契機として 2004 年に国連総会決議 58/114 において独立原則も採択された。この基本 4 原則は以下の通りである。

① 人道性 Humanity	どのような状況にあっても一人一人の人間の生命、尊厳、安全を尊重すること
② 公平性 Impartiality	国籍、人種、宗教、社会的地位または政治上の意見によるいかなる差別も行わず、苦痛の度合いに応じて個人を救うことに努め、最も急を要する困難に直面した人々を優先すること
③ 中立性 Neutrality	いかなる場合にも政治的、宗教的、思想的な対立において一方の当事者に加担しないこと
④ 独立性 Independence	政治的、経済的、軍事的などいかなる立場にも左右されず、自主性を保ちながら人道支援を実施すること

資料源 外務省 HP

しかし、国連 PKO においてはマンデート（命令、権限）遂行という観点を判断基準とし、これを邪魔する者（spoiler）には適切に対処することから、上記 4 原則のうち、中立性、公平性の定義とは異なることに注意が必要である。国連 PKO における中立性は不介入を意味し、公平性は非忠誠である。一方で人道支援活動における中立性は一方に偏らないという意味での不偏であり、公平性は非差別である。その違いは以下のようになる。

	中立性 Neutrality	公平性／不偏性 Impartiality
国連 PKO	不介入 Non-Intervention	非忠誠 Non-allegiance
人道支援活動	不偏 Not taking sides	非差別 Non-discrimination

出典 UN CMCoord Field Handbook ver2.0

国連 PKO と人道支援活動は、人道支援に関し同じ用語を使用しているにもかかわらず、このように意味合いが異なっており、この定義の違いをよく認識して活動にあたらなければ、無用の誤解や軋轢の原因となり、活動そのものに弊害を与える可能性が生起する点によく注意をする必要がある。

基本 4 原則と併せて使用される用語に「人道スペース」というものがある。人道スペースとは、「紛争地域において人道支援に携わる文民の安全が確保され、支援対象へのアクセスが可能な環境」⁷をいう。その確保は危険な紛争地域において武器を持たない文民が人道支援を実施するための不可欠の前提であり、本用語は NGO「国境なき医師団」元会長ブローマン氏が初めて使用したものである。

⁷ 外務省委嘱「平和構築活動における民軍関係に関するリファレンスガイド」。

NGO等の文民組織が先に述べた人道支援の4原則を守るのは、どの勢力にも加担することなく、ただ人道支援のために活動するのだと主張することで、紛争当事者から人道スペースを保証されるからであり、武器を持たない彼らはこの4原則を守ることで自身の安全を確保しようとしている。

一方、人道支援のためとはいえ、文民の人道支援組織にとって、軍隊や国連PKOとともに活動することは、武装勢力から軍隊と一体化した行動ととられ人道スペースを失う可能性があるとともに、場合によっては敵と見なされ、活動の大きな阻害要因となり、最悪の場合には危害を加えられる恐れもある。このようなことから、軍隊とは連携しようとしなない文民組織が一定数存在することは当然の流れともいえる。

3 人道支援活動を実施する上での民軍関係について

(1) 主要な国際ガイドラインの比較

このような流れの中、文民組織が人道原則を崩壊させずに、いかに軍と連携すべきかを示した国際的なガイドラインが作成され、その主要なものが次の3つである。

まず1つ目がオスロ・ガイドラインであり、その内容は、自然災害や人為的事故における人道支援の現場で、国連人道支援組織等が外国派遣軍の協力を求めるときのガイドラインとなっている。2つ目がMCDA (Military and Civil Defense Assets 軍及び民間防衛資産) ガイドラインであり、武力紛争下における人道支援の現場で、軍等に協力を求めるときのガイドラインである。3つ目がIASC (Inter-Agency Standing Committee 機関間常設委員会) リファレンスペーパーであり、これも武力紛争下での人道支援現場で軍等に協力を求める場合の原則を示している。

ここからはIASC リファレンスペーパーを例にとって説明する。同ペーパーは紛争の現場で人道支援組織が軍とどのように関係すべきかについて、主要な原則を示しているが、人道原則の保持を強調しつつ、職員の安全確保や、被災者へのアクセスに軍の力が必要な場合には連携する必要を考慮している。但しそれは「例外的 exceptional」「最終手段 last resort」でなくてはならない、としている。参考までに同ペーパーで示されている「原理とコンセプト」を以下に示す⁸。

- ①人道・中立・公平原則の保持 Humanity, Neutrality and Impartiality
- ②被災者への人道支援アクセスの維持 Humanitarian Access to Vulnerable Populations
- ③人道支援活動の基本思想 Perception of Humanitarian Action
- ④ニーズに基づく差別なき支援 Needs-Based Assistance Free of Discrimination
- ⑤民軍の区分原理 Civilian-Military Distinction in Humanitarian Action

⁸ UN Office for the Coordination of Humanitarian Affairs New York, 2008 Civil-Military Guidelines & reference for Complex Emergencies. 外務省、「緊急・人道支援 我が国の人道支援方針」、2020年10月5日、https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jindo/jindoushien2_1.html。

- ⑥運用上の独立性 Operational Independence of Humanitarian Action
- ⑦人道支援家の安全性 Security of Humanitarian Personnel
- ⑧無害の原則 Do No Harm
- ⑨国際法規の遵守 Respect for International Legal Instruments
- ⑩現地文化・慣習の遵守 Respect for Culture and Custom
- ⑪紛争当事者の合意 Consent of Parties to the Conflict
- ⑫最後の手段 Option of Last Resort
- ⑬軍への依存回避 Avoid Reliance on the Military

また同ペーパーでは、文民の立場から見た、軍との連携の適否について、縦軸に軍による支援形態を配置し、横軸に軍の従事する任務の種類を並べ、連携の適・不適を、適「○」、不適「×」、ケースバイケース「△」にわけてマトリックスで示している。下表からも分かるように PKO に従事する軍に対してさえ、適「○」はインフラ整備だけ、間接支援も直接支援も状況に応じ慎重に判断すべきとしている。

軍の任務 軍の支援形態	平時の任務 Peace Time	平和維持活動 Peace-Keeping	平和強制活動 Peace-Enforcement	戦闘 Combat
直接支援	△ Maybe	△ Maybe	× No	× No
間接支援	○ Yes	△ Maybe	△ Maybe	× No
インフラ整備	○ Yes	○ Yes	△ Maybe	△ Maybe

※Civil-Military Guidelines & reference for Complex Emergencies P24 (筆者和訳)

ここで誤解の無いように明示したいのは、そもそも、国連 PKO のマンデートに人道支援を支援することはあっても、軍事部門には直接的な人道支援そのものは含まれない、ということである。その大きな理由は、人道支援における「中立性」「独立性」維持のためと言われている。国連 PKO の軍事部門は国連や軍派遣国に属する軍であり、そのような軍が人道支援を行うことにより、中立性、独立性のイメージが壊れる危険があるからにはほかならない。物資の輸送、避難民キャンプ設営など、国連 PKO の一部の任務は人道支援によく似ているが、これらはあくまでも人道支援の間接的なサポートである⁹。

(2) 国連の視点から見た人道支援に関わる民と軍の連携

ここから人道支援に関わる民と軍の連携を、国連による活動を視点にして整理してみる。

軍事組織と文民組織では、その狙いや目的、動機によって異なった民軍連携の概念を有している。国連という枠組みにおいては、文民組織は民軍関係を UN-CMCoord という概念で整理をし、必ずしも軍事組織とは活動の目的を共有しないながらも、両者の活動の調整を怠ることで生じかねない弊害を回避するために実施する活動と位

⁹ 内閣府、「PKO なら 第 38 回 国連 PKO の QIP と緊急人道支援」、2013 年 1 月 11 日、http://www.pko.go.jp/pko_j/organization/researcher/atpkonow/article038.html。

置付けている。他方、軍では UN-CIMIC という概念を有しており、国連ミッションの目的達成を支援する目的で、国連ミッションの軍事部門が国連ミッションの文民部門や人道・開発支援組織との接触を促進するというものである。これを表で整理すると以下のようなになる。

名称	実施主体	定義等	目的
UN-CMCoord (UN Humanitarian Civil Military Coordination) 国連人道民軍連携	人道機関 UNOCHA 等 ※主担当 文民たる CMCoord Officer	人道的緊急事態において人道原則を保護、促進し、 <u>競合関係を避け、矛盾した行動を最小限にとどめ</u> 、適切な場合には共通の目的を追求するのに必要な文民と軍事主体との欠くことのできない対話と相互作用	適切な場合には共通の目的を追求するため
UN-CIMIC (UN Civil Military Coordination) 国連民軍連携	国連平和維持部隊 ※主担当 軍人たる CIMIC Officer	<u>国連ミッションの遂行を支援</u> するため、国連統合ミッション内の軍事部門と文民部門との <u>接点を調整</u> したり、人道支援主体・開発支援主体との <u>接触の機会を促進</u> したりする軍事要員の任務	<ul style="list-style-type: none"> 各作戦段階において民軍間の相互連携を支援 優位な作戦環境の構築を支援
【参考】 CIMIC (Civil Military Cooperation) 民軍協力	NATO 等	<u>軍が任務を遂行</u> するための指揮官と文民アクターとの連携及び協力	指揮官の任務完遂に必要な文民との関係構築及び維持
【参考】 CMO (Civil Military Operation) 民軍作戦	米軍	<u>軍が文民組織との間に関係を確立・維持し、影響力を行使または利用</u> する指揮官の活動	軍事力と非軍事的な国家資源を整合し、作戦、特に安定化作戦等の非対称、不正規の脅威を扱う作戦を支援

※ 内閣府国際平和協力本部事務局 HP より（和訳含む）

【参考】自然災害をはじめとする人道危機に際して日本が行う国際緊急援助活動において、国際機関、各国政府機関等の人道支援組織、NGO 等と自衛隊の間で行われる諸活動の調整は、人道支援のための民軍調整 CMCoord にあたる。

4 自衛隊が実施してきた人道支援の形態

すでに述べたように自衛隊はこれまでに計 42 件（2022 年 3 月 1 日現在）の国際平和協力活動を実施してきたが、人道支援の観点から、国際緊急援助活動とイラク人道復興支援活動に焦点を当てて記述したい。

(1) 自衛隊が参加した国際緊急援助活動

1992 年に国際緊急援助隊の派遣に関する法律が改正され自衛隊が派遣される根拠ができ、1998 年に最初の国際緊急援助隊がホンジュラスに派遣された。その派遣一覧は以下の通りである。なお、これまでの国際緊急援助隊の活動は医療活動、輸送活動、給水活動が中心であり、自衛隊は派遣に備えた待機態勢を常時採っている。

	期 間	ミッション名	主要任務	災害の種類
1	1998.11～12	ホンジュラス国際緊急援助活動	医療活動／防疫 輸送	ハリケーン
2	1999.9～11	トルコ国際緊急援助活動に必要な物資輸送	輸送	地 震
3	2001.2	インド国際緊急援助活動	技術指導, 輸送	地 震
4	2003.12～ 2004.1	イラン国際緊急援助活動に必要な物資輸送	輸送	地 震
5	2004.12～ 2005.1	タイ国際緊急援助活動	捜索救助活動	地震・津波
6	2005.1～3	インドネシア国際緊急援助活動	医療活動／防疫 輸送	地震・津波
7	2005.8	ロシア連邦カムチャツカ半島沖国際緊急援助活動	救助活動	潜水艇救出
8	2005.10～12	パキスタン国際緊急援助活動	輸送	地 震
9	2006.6	インドネシア国際緊急援助活動	医療活動／防疫 輸送	地 震
10	2009.10	インドネシア国際緊急援助活動	医療活動	地 震
11	2010.1～2	ハイチ国際緊急援助活動	輸送／医療活動	地 震
12	2010.8～10	パキスタン国際緊急援助活動	輸送	洪 水
13	2011.2～3	ニュージーランド国際緊急援助活動等	輸送	地 震
14	2013.11～12	フィリピン国際緊急援助活動	医療活動／防疫 救助活動, 輸送	台 風
15	2014.3～4	マレーシア航空機消息不明事案に対する国際緊急援助活動	捜索救助活動	航空機捜索
16	2014.11～12	西アフリカにおけるエボラ出血熱の流行に対する国際緊急援助活動に必要な物資の輸送	輸送	疫病対策
17	2014.12～ 2015.1	エア・アジア機消息不明事案に関するインドネシア国際緊急援助活動	捜索救助活動	航空機捜索

18	2015.4～5	西アフリカにおけるエボラ出血熱の流行に対する国際緊急援助活動	疫学調査支援	疫病対策
19	2015.4～5	ネパール国際緊急援助活動	医療活動, 輸送	地震
20	2016.11	ニュージーランド国際緊急援助活動	被害状況の確認	地震
21	2018.10	インドネシア国際緊急援助活動	輸送	地震・津波
22	2019.11～12	ジブチ国際緊急援助活動	排水、機能復旧、輸送	大雨・洪水
23	2020.1～2	オーストラリア国際緊急援助活動	輸送	森林火災
24	2022.1～2	トンガ王国国際緊急援助活動	輸送	火山島噴火

※資料源 防衛白書及び防衛省 HP より作成

この表からも分かるように、自衛隊による国際緊急援助活動の部隊派遣地域はアジア、中東地域が大部分を占めており、今後もこれら地域が派遣の中心となることが予測される。また、派遣 24 回中 13 回が地震に起因している。その活動内容で多いのが支援物資等の輸送そして医療活動である。すなわち、災害直後の被災国において人道的に最も緊急性や優先順位が高いのは怪我人や病人に対する医療支援と水・食料の支援であり、自衛隊の国際緊急援助活動の派遣現場は、現地のインフラが打撃を受け、衛生状態が厳しい環境下での現地住民に対する人道的見地からの医療活動といえよう。また、衛生環境という点からも防疫活動並びに感染症の予防活動に対するニーズもあろう。

(2) スマトラ島における自衛隊国際緊急援助隊の人道支援

2004年12月26日インドネシア・スマトラ島北西沖のインド洋で発生したマグニチュード 9.1 の地震及びその直後に発生した大規模な津波による震災被害に対し、自衛隊は翌年 1 月に国際緊急援助隊を派遣した。本派遣に際し、それまでの国際緊急援助活動の教訓を活かし、調査チームの派遣を含め、比較的迅速に部隊を派遣できたものとする。現地における自衛隊派遣部隊の主たる活動は被災民に対する医療支援活動、津波により寸断され孤立した沿岸地域に対する予防的なワクチン接種活動並びに航空機による物資輸送支援等であった。

一方で、スマトラ島バンダアチェには、自衛隊本隊の現地入りの前に既に国際緊急援助隊として JICA の医療チーム（3名態勢：医師、看護師、後方支援要員（自衛隊 OB））が現地病院の一角で医療支援活動を開始していた。本災害派遣においては、現地レベルでは自衛隊の派遣部隊と JICA 医療チームとの直接的な連携はなかったものと個人的には認識している。しかし、我が国として迅速かつ効果的な人道支援活動を実施するには、JICA 医療チーム等のようにフットワーク軽く素早く軽装備で現地入りし、いわゆる即時救援型支援を行う組織・団体と、自己完結型装備を携えて現地

入りし、時期的には医療・防疫活動が支援主体となる移行期に活動を開始する自衛隊との間では密接に連携・情報共有を図る必要があると考える。

医療支援を例にとると、発災初期に現地入りする文民の医療チームは緊急的に必要な医療支援活動を行っており、現地の緊急性の高いニーズやその後に予想されるニーズを把握している可能性があり、支援活動の重複防止や効率性の観点からも、自衛隊は現地における直接的な連携・情報共有のみならず、平素から日本国内においても実務者レベルで連携を取りつつ人脈を構築していくことが、支援活動現場における円滑な情報共有に直結するものと考えられる。

(3) イラクにおける人道支援活動の状況

自衛隊が海外で実施した民軍連携活動の典型例としては、イラクにおける復興支援活動があげられる。これは自衛隊が実施した、いわゆる民生協力活動であり、イラク国民の生活の安定と向上、民主的な手段による統治組織の設立等に向けた国民による自主的な努力を支援することを目的として活動していた。

イラク復興支援活動における陸上自衛隊の主たる活動内容は給水、医療、学校・診療所・生活道路等の公共施設の整備・復旧等のほか、歴史的な価値のある遺跡の保護等を実施した。これらの諸活動を通じ人道復興支援活動を行ったわけであるが、幸いにも現地における自衛隊に対する好印象を確保でき、結果として活動期間を通じた派遣部隊の安全確保にも繋がったものと思われる。

これらの人道支援活動を行う上で中核となったのが復興業務支援隊の中に設置された対外調整班であったが、各種案件を実施する上で留意したことは、決して自衛隊側からの案件の押し付けではなく、地元住民及び行政機関からのニーズの粘り強い掘り起こしであった。プロジェクト実施にあたっては、幅広いニーズの中から自衛隊が実施できる事項及び優先順位を的確に選定するとともに、活動の途中からは外務省と現地において密接に連携し、草の根・人間の安全保障無償資金協力を有効かつ迅速に活用することで、よりきめ細かくかつ迅速な人道支援活動を実施できた。イラクにおける日本外務省の活動スピードは極めて速いものがあった。このイラクにおける人道支援活動は、防衛省・自衛隊と外務省という、いわゆる車の両輪的な連携であったが、この連携要領は国外における人道支援活動をするうえでのモデルケースとなったものと考えられる。また、現地でのインフラ整備においては、自衛隊は JICA と連携を図ろうと試み、実際にいくつかの復興・復旧案件の調整を実施したが、残念ながらこの時は有効な案件実現までは至らなかった。しかし、こうした試みは今後の国外における人道支援活動の在り方を考察する上で良い教訓を得ることができたものと思われる。

5 今後に向けて

(1) 「官、民、軍（自衛隊）」の連携

これまで述べてきたように、自衛隊が海外での活動、特に人道支援活動を実施する場合には、イラク型の現地文民組織との連携・協力が重要であるとともに、国際緊急援助活動等の場面においては、すでに長年に亘り蓄積された経験を有する国連等国際機関や NGO 団体等人道支援組織との連携・協力・情報共有を図ることは、円滑な部隊行動をとる上で必要不可欠といえる。

また、状況によっては、派遣地域に活動基盤を有する日本企業との連携若しくは情報提供受けの視点も円滑な活動基盤確保のためには必要となろう。自身の経験に基づく一例を述べてみたい。インドネシア・スマトラ島への国際緊急援助隊派遣に際しては、被災民に対する医療援助活動及び的確な情報収集を図る上で、日本語—インドネシア語の現地人通訳を幸いにも確保できたが、これにはインドネシアにおける活動基盤を有する日本の民間企業側からの人材の紹介があったと聞いている。英語圏以外に派遣される場合には、言語上の問題点を解決することが円滑な部隊行動実施の上で極めて重要であるが、現地人の通訳の確保は喫緊の課題であり、この教訓は今後の活動に大きな参考と言えよう。

(2) 「日本の顔」が見える人道支援活動

人道支援活動、特に医療支援等活動は被災直後における重要な活動であることは当然のこととして、社会インフラの復旧・整備等のその後の社会生活全般の回復・復興段階まで中長期的に関与していくという我が国としての積極的な人道支援活動が国際社会から求められていく可能性もあり得ると個人的には考える。

国際緊急援助活動において自衛隊が実施できる活動期間には限界があり、その期間内で被災地域の再建に向けての復興支援をすることは自衛隊の活動としては求められないであろうが、最終的な国家の回復・自立までのプロセスを人道支援の観点から日本として「日本の顔」が見える支援活動に関与を継続することは必要かもしれない。

このような活動は、正に各種の国際機関や NGO の能力発揮に適切であろうし、こうした切れ目のない人道支援活動のためにも、現地においても活動当初の段階から外務省、JICA をはじめとする各種機関と密接な連携を図るとともに、平素から日本国内においても相互理解を図りつつお互いの強みを承知して、支援活動をオールジャパンで対応できるような態勢を確保することが望ましいと考える。